タッチ決済乗車取扱規則

2024年10月29日規則第65号

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (適用範囲)
- 第3条 (用語の意義)
- 第4条 (使用可能なタッチ決済カード)
- 第5条 (契約の成立時期)
- 第6条 (入場及び出場に伴う使用方法)
- 第7条 (適用運賃)
- 第8条 (効力)
- 第9条 (使用上の制限事項)
- 第10条 (入出場の制限)
- 第11条 (免責事項)
- 第12条 (片道1回乗車に適用される運賃及び料金の確定時期)
- 第13条 (運賃及び料金の請求)
- 第14条 (不正使用等の場合の取扱い)
- 第15条 (不正使用等の旅客に対する増運賃の徴収)
- 第16条 (同一駅出場の場合)
- 第17条 (運行不能の場合の取扱)
- 第18条 (施行の細目)

附則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市高速電気軌道株式会社(以下「当社」という。)が経営する高速鉄道(中量軌道を含む。以下「当社線」という。)におけるEMVコンタクトレス方式を用いた決済(以下「タッチ決済」という。)による乗車に関し、その取扱い、運賃及び料金等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 タッチ決済による、当社線にかかる旅客運送については、この規則に定めるところによる。
- 2 この規則に定めのない事項については、旅客営業規則の規定による。
- 3 当社線とタッチ決済による共通利用が可能な社局線(以下「社局線」という。)内の運送等については、当該社局の営業規則又は運送約款等の定めによる。

(用語の意義)

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「タッチ決済カード」とは、タッチ決済機能を有し、対応改札機において認証ができるクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカードをいう。
 - (2) 「タッチ決済カード等」とは、タッチ決済カード及びタッチ決済カードの機能を搭載し、対応 改札機において認証ができるモバイルデバイスをいう。
 - (3) 「発行者」とは、当社線の乗車に使用可能なタッチ決済の機能を提供する者をいう。
 - (4) 「対応改札機」とは、タッチ決済カード等からタッチ決済に必要な情報を読み取ることができる改札機をいう。

(使用可能なタッチ決済カード)

- 第4条 当社線で使用可能なタッチ決済カードの国際ブランド等は、当社ウェブサイトに掲載するもの とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、発行者が当社線で使用できない旨を明らかにしているタッチ決済カード 等又は発行者の判断で使用制限をしているタッチ決済カード等については、使用することができない。

(契約の成立時期)

第5条 タッチ決済による旅客運送の契約は、対応改札機による改札を受けて入場したときに成立する。 ただし、社局線から、連絡運輸規則別表2に定める接続駅(江坂駅を除き、以下「接続駅」という。) を経由して、当社線を利用する場合は、入場駅において対応改札機による改札を受け、乗車した列車 が接続駅を越えて当社線に乗り入れてきたときに入場したものとみなし、タッチ決済による旅客運送 の契約が成立するものとする。

(入場及び出場に伴う使用方法)

- 第6条 タッチ決済カード等を所持する旅客は、次に定めるところによりタッチ決済カード等を使用することができる。
 - (1) 当社線におけるタッチ決済カード等の使用 タッチ決済カード等は、旅客が乗車の目的で、対応改札機による改札を受けて入場し、旅客の 運送が完了して対応改札機から出場する場合に、当該乗車区間に有効な普通券として使用するこ
 - (2) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるタッチ決済カード等の使用 タッチ決済カード等は、当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合に、対応改札機に よる改札を受けて入場し、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れ又は社局線へ乗り出 したことをもってタッチ決済カード等での入場又は出場とみなし、当該乗車区間に有効な連絡普 通券として使用することができる。

(適用運賃)

- 第7条 タッチ決済乗車時に適用される運賃及び料金(以下「適用運賃」という。)は、次に定めると おりとする。ただし、適用運賃は大人のみとする。
 - (1) 当社線における適用運賃 旅客営業規則第54条に定める運賃及び同規則第54条の2に定める料金
 - (2) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合における適用運賃 タッチ決済乗車をした順序に基づき、旅客営業規則第54条に定める運賃及び同規則第54条の2 に定める料金

ただし、乗車区間が連絡運輸規則別表 2 に定める範囲である場合は、同表に定める割引額を差し引いた運賃とする。

2 前各号の定めにかかわらず、当社が特別の条件を別途定めて、割引運賃を適用することがある。この場合、その適用条件及び割引内容等は、当社ホームページに掲載するものとする。

(効力)

- 第8条 タッチ決済カード等を第6条の規定により使用する場合の効力は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。
 - (2) 小児の利用は、大人運賃及び料金を適用することを承諾してタッチ決済カード等を使用する場合に有効とする。
 - (3) 入場後は、当日に限り有効とする。
 - (4) 途中下車の取扱いはしない。
 - (5) 旅客営業規則第48条に規定する乗継駅間において、相互に乗り継ぐことができる。ただし、乗継駅相互間の乗継時間が30分を超えた場合は、当該乗継駅で乗り継ぐことができない。

(使用上の制限事項)

- 第9条 旅客は、1回の乗車につき、2以上のタッチ決済カード等を同時に使用することができない。2 タッチ決済カード等は、他の乗車券等と併用して使用することができない。
- 3 当社線の利用に際し、タッチ決済カード等を使用して入場した場合は、当該タッチ決済カード等以外のタッチ決済カード等及び乗車券等で出場することができない。
- 4 偽造、変造若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたタッチ決済カード等は、使用することができない。
- 5 接続駅を経由して当社線と社局線を利用する場合、その利用経路又は利用区間によってはタッチ決済カード等を使用できないことがある。
- 6 当社が必要と認めるときは、タッチ決済カード等を利用する場合の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法、乗車する列車若しくは使用可能時間等を制限し、又はタッチ決済カード等の利用を停止

することがある。

(入出場の制限)

- 第10条 次の各号の1に該当する場合は、タッチ決済カード等を使用して入出場することはできない。
 - (1) 入場駅において対応改札機による改札を受けたタッチ決済カード等を出場時に使用しなかった場合で、当該タッチ決済カード等により再び入場しようとするとき
 - (2) タッチ決済カード等により乗車以外の目的で駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき (別に定める場合を除く。)
 - (3) タッチ決済カード等の破損、対応改札機の故障若しくは停電又は発行者の都合等やむを得ない 事情によりタッチ決済の処理ができないとき
 - (4) 発行者によって、使用制限がされたタッチ決済カード等により入場しようとするとき
 - (5) 入場駅において対応改札機による改札を受けたタッチ決済カード等が、発行者により使用制限 の措置を受け、当該タッチ決済カード等により出場しようとするとき

(免責事項)

第11条 タッチ決済カード等の読取不良又は使用制限等により生じた損害については、当社はその責を 負わないものとする。

(片道1回乗車に適用される運賃及び料金の確定時期)

第12条 第6条の方法で使用する場合、片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃及び料金の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場するときとする。

(運賃及び料金の請求)

第13条 運賃及び料金は、発行者が旅客に請求するものとし、その方法は発行者が別に定める。

(不正使用等の場合の取扱い)

- 第14条 旅客が次の各号の一に該当する場合は、当社は、当該旅客を正当なタッチ決済を行わずに不正 乗車したものとして扱い、旅客営業規則第112条第1項第1号に定める無札旅客とみなす。
 - (1) 偽造、変造及び不正に作成されたタッチ決済カード等を使用したとき又は使用しようとしたとき
 - (2) 使用資格を限定したタッチ決済カード等をその資格を有しない旅客が使用したとき
 - (3) 乗車開始後のタッチ決済カード等を他人から譲り受けて使用したとき
 - (4) タッチ決済カード等をその使用条件に基づかないで使用したとき
 - (5) 発行者が定める規約等に反する方法により、タッチ決済カード等を使用したとき
 - (6) その他、タッチ決済カード等を不正乗車の手段として使用したとき

(不正使用等の旅客に対する増運賃の徴収)

- 第15条 前条の規定により無札旅客とみなした場合は、普通運賃及び料金並びに増運賃を徴収する。徴収する額は、旅客営業規則第112条の規定を準用する。
- 2 前項の規定により、普通運賃及び料金並びに増運賃を徴収する際、乗車駅が判明しない場合は、旅 客営業規則第113条の規定を準用する。

(同一駅出場の場合)

- 第16条 旅客がタッチ決済カード等を使用して対応改札機による改札を受けて乗車を開始したのち、任意に乗車を中止して同一駅から出場する場合は、適用された運賃及び料金の取消し又は既に徴収された運賃及び料金の払戻しを請求することができない。
- 2 同一駅から出場する場合であって、前項の規定により適用又は徴収された運賃及び料金がない場合、 旅客は、1区相当の運賃及び料金を現金で支払ったうえ、タッチ決済カード等の発駅情報の消去処理 を受けなければならない。
- 3 旅客が乗車を開始していないことが明らかなときは、前項を適用しない。

(運行不能の場合の取扱)

- 第17条 旅客がタッチ決済カード等を使用し、対応改札機による改札を受けたのち、列車が運行不能と なった場合は、次に定める取扱いのいずれかを選択のうえ請求することができる。
 - (1) 運行不能となった駅での乗車の中止

- (2) 乗車駅での乗車の中止及び乗車駅までの無賃送還
- (3) 乗車駅に至る途中駅までの無賃送還

(施行の細目)

第18条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、2024年10月29日から施行する。